

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画

(案)

(平成28年5月9日時点)

平成29年3月策定予定

千葉県教育委員会

目 次

はじめに	
第1章 計画策定について	
第1節 特別支援教育に関する動向.....	1
第2節 特別支援教育の理念.....	4
第3節 計画の策定	5
第2章 第1次計画策定後の取組と評価	
第1節 第1次計画策定後の千葉県の特別支援教育の現状.....	7
第2節 第1次計画の全体の評価と今後の課題.....	21
第3章 基本的な考え方と具体的な取組	
第1節 本県の基本的な考え方と目指す姿.....	25
第2節 主な施策と取組	27
I 早期からの教育相談と支援体制の充実	27
取組1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実	27
取組2 適切な就学の相談支援の充実	28
II 連続性のある多様な学びの場の支援と充実	29
取組1 地域で共に学び育つ教育の推進	29
取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進	30
取組3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実	30
取組4 高等学校における特別支援教育の充実	31
取組5 ICTを活用した教育の推進	31
取組6 特別支援学校が有する多様な機能の活用	32
取組7 様々な困難を抱える子どもへの支援の充実	33
III 特別支援学校の整備と機能の充実	34
取組1 特別支援学校の計画的な整備	34
取組2 障害特性に応じた施設・設備の計画的な整備	34
取組3 特別支援学校が有する多様な機能の充実	35
IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実	36
取組1 キャリア教育と職業教育の充実	36
取組2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築	37
取組3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築	38
V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上	39
取組1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進	39
取組2 特別支援教育に関する研修の充実	40

取組3 異校種間の計画的な人事交流の推進	41
----------------------	----

第4章 計画推進体制と進行管理

第1節 計画推進体制	43
第2節 進行管理の	43
第3節 点検評価	43

関係資料

1 計画策定までの経緯	45
2 各部会の委員名簿	45
4 パブリックコメントや関係機関等の主な意見	47
4 関係法令、関連条例、関係報告、関係施策等の抜粋	
5 用語解説	

第1節 特別支援教育に関する動向

1 障害者施策に関する内外の動向

(1) 国際社会の動き

- 第二次世界大戦後、国際連合（以下「国連」という。）は、障害者の人権及び基本的自由を保護し、固有の尊厳の尊重を促進するために障害者施策を推進し、ノーマライゼーションの進展に大きく影響をもたらしてきました。
- 2006年（平成18年）12月には、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が、国連総会で採択され、2008年（平成20年）5月に発効しました。

障害者権利条約

(1) 前文と50の条文及び末文で構成され、およそ以下のような内容が示されています。

- ① **一般原則**：障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等
- ② **一般的義務**：合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等
- ③ **障害者の権利実現のための措置**：身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会的権利について締結国がとるべき措置等を規定。社会的権利の実現については漸進的に達成することを許容
- ④ **条約の実施のための仕組み**：条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

(2) 教育については以下のように示されています。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包括するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

(2) 国の動き

- 我が国の障害者の自立と社会参加を目指す取組は、国際社会の動きと呼応する形で進展してきました。
- 平成15年度(2003年度)から平成24年度(2012年度)を期間とする「障害者基本計画」(「第2次計画」)では、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の下に、障害のある人が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しました。
- 平成16年(2004年)には、「障害者基本法」の改正がありました。この改正では、基本的理念として障害を理由とする差別の禁止や、障害者の日を障害者週間に改めることなどとともに、「教育における相互理解の促進」が改正点として示されました。
- 平成19年(2007年)9月、「障害者権利条約」に署名し、平成20年(2008年)に発効しました。
- 平成23年(2011年)、障害者基本法は一部改正され、障害を理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。教育に関しては同法第16条に規定され、障害のある子どもとない子どもとが共に学ぶことや、相互理解を促進すること、またそれに必要な環境整備に関する義務が示され、共生社会の実現に向けて教育の果たす役割が明示されました。
- 平成25年(2013年)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称：障害者差別解消法)が制定されました。この法律によって、障害を理由に行われる差別や権利を害する行為が禁止され、国や地方公共団体に対して具体的な対応策をとることが義務付けられました。
- 平成26年(2014年)1月20日、「障害者権利条約」を批准しました。
- 平成28年(2016年)4月1日、「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者基本法

第2章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(教育)

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

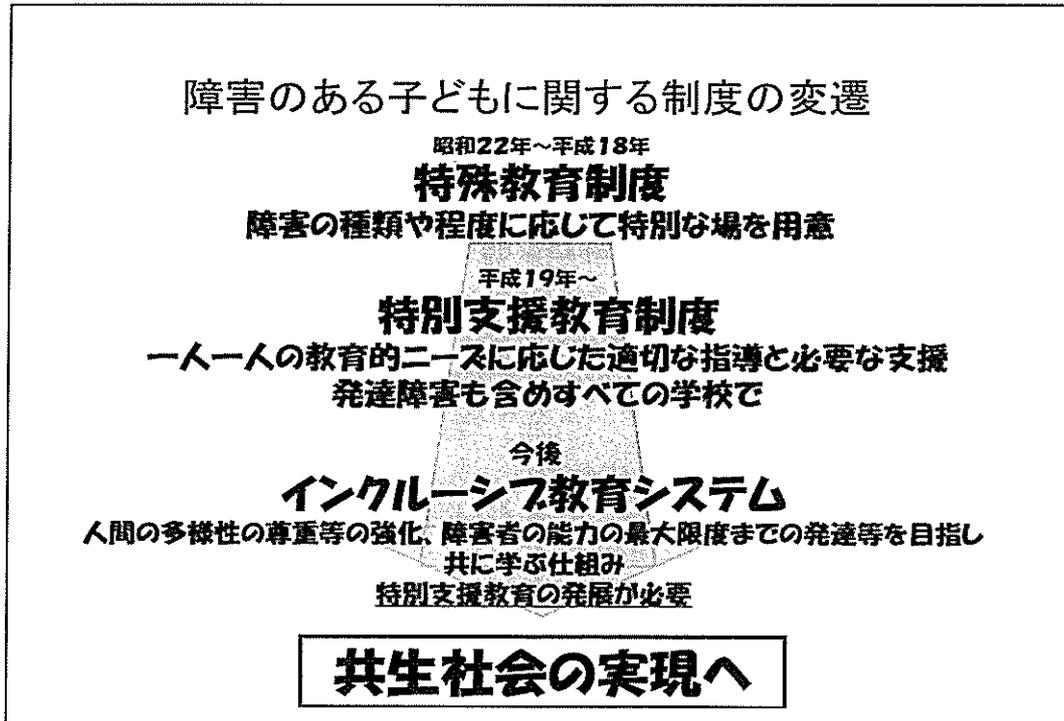
(3) 千葉県の動き

○平成18年(2006年)10月、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定されました。この条例では、行政や、事業主、団体、個人など様々な立場の県民が、障害のある方に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消することにより誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目指しています。(平成19年7月1日施行)

○平成27年(2015年)3月、「第五次千葉県障害者計画」が策定されました。この計画は、平成21年1月に策定された「第四次千葉県障害者計画」(平成21年度～平成26年度)に引き続き、千葉県における障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るために策定する計画で、健康福祉分野をはじめ、入所施設から地域生活への移行の推進、障害者の権利擁護、療育支援、相談支援、就労、障害特性に応じた支援、教育、生活環境、情報コミュニケーション、安全・安心など幅広い分野を対象とした計画となっています。また、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉計画(=障害福祉サービス量を定めた計画の第4期計画)を包含する計画ともなっています。

2 特別支援教育に関する動向

(1) 国の動き



○平成18年(2006年)6月、「学校教育法の一部を改正する法律」が成立しました。

○平成19年(2007年)4月、改正された学校教育法が施行され、同年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長が特別支援教育の推進について通知し、我が国

の教育に特別支援教育が位置づけられました。これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されることとなりました。

また、特別支援教育は、我が国が目指す共生社会を目指す上で、その基礎をなすものであるとも明記されています。

- 平成24年(2012年)、中央教育審議会が、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」をまとめました。
- 平成25年(2013年)、報告を踏まえ学校教育法施行令の一部改正を行い、障害のある児童生徒等の就学の手続きについて、特別支援学校への就学を原則としたこれまでの仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、体制整備の状況、その他の事情を勘案して総合的な観点から就学先を決定することとしました。

(2) 千葉県教育委員会の動き

- 平成19年(2006年)3月、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画として、「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。(詳細については、後述)
- 平成24年(2012年)に、平成19年に策定した「千葉県特別支援教育推進基本計画」の進捗状況を「中間評価と今後の推進について」として取りまとめました。「千葉県特別支援教育推進基本計画」は、5年から10年の中・長期的な計画として策定され、推進期間を平成19年度から平成28年度の10年間としており、前半5年を経過した平成24年度において計画の見直しや修正を行うこととしていました。この中間評価により、今後の計画推進の在り方について検討するとともに、調整が必要なこと等、課題を明らかにしたところです。

第2節 特別支援教育推進の理念

特別支援教育の理念

- (1) 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握しその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- (2) これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- (3) 障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、わが国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

「特別支援教育の推進について（通知）」より

共生社会においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重しあう姿が求められます。そこに至るまでには、障害のない人が、障害のある人に対する理解を深めていく必要があります。また、障害のある人も、その持てる能力や可能性を発揮して、自立し社会参加するための力を養っていくことも必要です。

それら、理解を深めることや、力を発揮していくことは、教育の分野でも力強く実践されなければならない、まさに特別支援教育の推進こそ、その役目を果たすことのできる最も効果的な方法であると言えます。

千葉県で学び育つ子供たちが将来において、地域社会において、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重しあえる豊かな感性を持ち、その力を発揮していく人材として育む上で、特別支援教育の推進・充実は、極めて重要なものと言えます。

第3節 計画の策定

(1) 策定の趣旨

千葉県では、ライフステージに応じた適切な支援の充実を図り、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加の実現を目指すために、本県の特別支援教育の総合的な基本計画である「千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第1次推進基本計画」という）を、平成19年度に策定し推進してきました。

平成28年度には第1次推進基本計画の計画期間である10年が経過することから、第1次推進基本計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぎ、新たな課題への対応を図るとともに、本県の特別支援教育の一層の充実を図るため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定することとしました。

(2) 計画の性格

- ①千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、その推進に必要な取組の指針や方策を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的計画
- ②千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」、第五次千葉県障害者計画と連携を図りつつ、千葉県教育の基本計画である「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（平成27年度～31年度）のもとで、特別支援教育に関する個別かつ具体的な計画
- ③5年後、10年後の千葉県の特別支援教育の目指す姿を踏まえた中・長期的な視点を持ちつつ、常に点検・評価・修正を行うなど機動性のある計画

(3) 計画の期間

社会の変化は、これまで我々が経験したことのない速さで、かつ大きなものとなっており、また、千葉県教育の基本計画である「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が5年間の計画となっていることから、計画の期間を平成29年度から33年度までの5年間とします。

1 「千葉県特別支援教育推進基本計画（第1次計画）」について

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画を策定することとしました。

(2) 計画の性格及び策定方針

- ①5～10年の中・長期的な計画として策定しました。
- ②障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と、関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画となっています。
- ③すでに策定された、県の関係する計画(「あすのちばを拓く10のちから」等)で示された基本的な事項を踏まえ、タウンミーティングやパブリックコメントで寄せられた県民の意見を参考に、教育戦略ビジョンと連携しながら策定作業を行いました。

(3) 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成19年度から平成28年度の10年間。基本計画の実現を図るため、適宜計画の見直しや修正等を行います。なお、各事業については、今後実施計画を立てて施策展開を図ることとしました。

2 「千葉県特別支援教育推進基本計画(第1次計画)」の概要図

